

2024.2.9

No. 0530

発行/毎週金曜日

一般社団法人 全国住宅産業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3

TEL03-3511-0611 FAX03-3511-0616

全住協 HP <http://www.zenjukyo.jp/>

週刊全住協 News

Japan Association of Home Suppliers

**今週の
フラッシュ**

**令和5年の住宅着工は4.6%減の81.9万戸、3年ぶり減
～国交省、12月は4.0%減の6.4万戸、持家・貸家が減少**

国土交通省がまとめた令和5年年間(令和5年1～12月)と令和5年12月の「建築着工統計」によると、令和5年1年間の新設住宅着工戸数は前年比4.6%減の81万9623戸で3年ぶりの減少となった。持家、貸家及び分譲住宅が減少したため、全体で減少となった。利用関係別にみると、持家が前年比11.4%減で2年連続の減少、貸家が同0.3%減で3年ぶりの減少、分譲住宅が同3.6%減で3年ぶりの減少となった。分譲住宅のうち、マンションが同0.3%減で前年の増加から再び減少、一戸建住宅が同6.0%減で3年ぶりの減少となった。

令和5年12月の新設住宅着工戸数は前年同月比4.0%減の6万4586戸で7か月連続の減少。利用関係別にみると、持家が同13.8%減で25か月連続の減少、貸家が同3.6%減で5か月連続の減少、分譲住宅が同5.5%増で7か月ぶりの増加となった。分譲住宅のうち、マンションが同19.8%増で前月の減少から再び増加、一戸建住宅が同4.2%減で14か月連続の減少となった。

I. 令和5年1年間の新設住宅着工動向

[利用関係別] ◇持家＝22万4352戸(前年比11.4%減、2年連続の減少)。◇貸家＝34万3894戸(同0.3%減、3年ぶりの減少)。◇分譲住宅＝24万6299戸(同3.6%減、3年ぶりの減少)、うちマンション10万7879戸(同0.3%減、前年の増加から再び減少)、一戸建住宅13万7286戸(同6.0%減、3年ぶりの減少)。[圏域別・利用関係別] ◇首都圏＝29万3837戸(前年比2.5%減)、うち持家4万7613戸(同13.6%減)、貸家13万2125戸(同0.2%減)、分譲住宅11万3079戸(同0.4%増)、うちマンション5万2746戸(同0.7%増)、一戸建住宅5万9412戸(同0.0%減)。◇中部圏＝9万2874戸(同7.0%減)、うち持家3万3727戸(同10.1%減)、貸家3万2329戸(同2.6%減)、分譲住宅2万6265戸(同8.1%減)、うちマンション9540戸(同4.3%増)、一戸建住宅1万6702戸(同13.9%減)。◇近畿圏＝13万2807戸(同3.5%減)、うち持家2万9279戸(同10.0%減)、貸家5万9336戸(同1.3%減)、分譲住宅4万3473戸(同0.6%減)、うちマンション2万3728戸(同3.2%増)、一戸建住宅1万9686戸(同4.2%減)。◇その他の地域＝30万105戸(同6.4%減)、うち持家11万3733戸(同11.2%減)、貸家12万104戸(同0.7%増)、分譲住宅6万3482戸(同9.9%減)、うちマンション2万1865戸(同7.6%減)、一戸建住宅4万1486戸(同11.0%減)。

II. 令和5年12月の新設住宅着工動向

[利用関係別] ◇持家＝1万7031戸(前年同月比13.8%減、25か月連続の減少)。大部分を占める民間金融機関など民間資金による持家が同13.7%減の1万5574戸と24か月連続で

減少し、住宅金融支援機構や地方自治体など公的資金による持家も同 14.9%減の 1457 戸と 26 か月連続で減少したため、持家全体で減少となった。◇**貸家**=2 万 5869 戸(同 3.6%減、5 か月連続の減少)。民間資金による貸家が同 2.9%減の 2 万 4113 戸と 2 か月連続で減少し、公的資金による貸家も同 13.2%減の 1756 戸と 3 か月連続で減少したため、貸家全体で減少となった。◇**分譲住宅**=2 万 1320 戸(同 5.5%増、7 か月ぶり増加)。一戸建住宅は同 4.2%減の 1 万 1470 戸と 14 か月連続で減少したが、マンションが同 19.8%増の 9722 戸と前月の減少から再び増加したため、分譲住宅全体で増加となった。[**圏域別・利用関係別**] ◇**首都圏**=2 万 4332 戸(前年同月比 3.2%増)、うち持家 3714 戸(同 9.2%減)、貸家 9694 戸(同 0.1%増)、分譲住宅 1 万 873 戸(同 12.0%増)。◇**中部圏**=7093 戸(同 10.7%減)、うち持家 2547 戸(同 13.5%減)、貸家 2248 戸(同 19.9%減)、分譲住宅 2265 戸(同 4.8%増)。◇**近畿圏**=1 万 205 戸(同 7.1%減)、うち持家 2250 戸(同 10.0%減)、貸家 4807 戸(同 11.1%減)、分譲住宅 3060 戸(同 2.7%増)。◇**その他の地域**=2 万 2956 戸(同 7.2%減)、うち持家 8520 戸(同 16.8%減)、貸家 9120 戸(同 2.0%増)、分譲住宅 5122 戸(同 4.2%減)。[**マンションの圏域別**] ◇**首都圏**=5681 戸(前年同月比 18.4%増)、うち東京都 1986 戸(同 22.1%減)、うち東京 23 区 1609 戸(同 34.2%減)、東京都下 377 戸(同 262.5%増)、神奈川県 1907 戸(同 218.4%増)、千葉県 1216 戸(同 11.5%減)、埼玉県 572 戸(同 105.8%増)。◇**中部圏**=856 戸(同 43.9%増)、うち愛知県 634 戸(同 11.2%増)、静岡県 120 戸(前年同月 0 戸)、三重県 102 戸(同 0 戸)、岐阜県 0 戸(同 25 戸)。◇**近畿圏**=1455 戸(前年同月比 19.0%増)、うち大阪府 814 戸(同 18.3%増)、兵庫県 231 戸(同 20.6%減)、京都府 157 戸(同 127.5%増)、奈良県 100 戸(同 72.4%増)、滋賀県 153 戸(同 30.8%増)、和歌山県 0 戸(前年同月 0 戸)。◇**その他の地域**=1730 戸(前年同月比 15.3%増)、うち北海道 0 戸(前年同月 125 戸)、宮城県 0 戸(同 43 戸)、広島県 173 戸(前年同月比 103.5%増)、福岡県 201 戸(同 54.5%減)。[**建築工法別**] ◇**プレハブ工法**=7444 戸(前年同月比 7.0%減、7 か月連続の減少)。◇**ツーバイフォー工法**=7150 戸(同 0.4%増、前月の減少から再び増加)。

[URL] https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_001203.html (令和 5 年計分)

https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_001202.html (令和 5 年 12 月分)

【問合せ先】総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 03—5253—8111 内線 28647、28648



周知依頼

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について、周知依頼

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について、財務省から国土交通省を通して、当協会に周知依頼があった。

我が国では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」)第 16 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定に基づき、資産凍結等経済制裁対象者(以下「制裁対象者」)に対する資産凍結等の措置を講じている。

このたび、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバ

ーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」及び「先進主要七箇国(アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」(令和6年1月29日付外務省告示第27・28号)により、制裁対象者に係る情報が改訂された。

ついては、所管する特定事業者[犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条第2項に規定する特定事業者]に対し、以下の内容を周知するよう、要請している。

◇特定事業者の管理者は、当該特定事業者の関係部署等に直ちに周知すること。◇特定事業者は、整備している制裁対象者リストについて、直ちに最新の情報に更新すること。◇特定事業者は、更新した制裁対象者リストにより、該当する顧客がいないことを直ちに確認すること。確認の結果、該当する顧客を検知した際には、該当者の資産に移動が生じないよう必要な対応を取るとともに、必要に応じて財務省国際局調査課対外取引管理室(下記の「問合先」を参照)まで問い合わせること。

また、特定事業者に対する周知に当たっては、資産凍結等の措置の概要及び制裁対象者リストについて、以下のURLを参照するよう、併せて周知を要請している。

〔URL〕https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html
(財務省「資産凍結等の措置の概要」)

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html
(財務省「制裁対象者リスト」)

【問合先】財務省 国際局 調査課 対外取引管理室 03—3581—4111 内線 6456

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について、周知依頼

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について、警察庁から国土交通省を通して、当協会に周知依頼があった。

このたび、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和6年1月29日付外務省告示第27号)及び「国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」(令和6年1月29日付国家公安委員会告示第4号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号、以下「犯罪収益移転防止法」)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号、以下「財産凍結法」)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、このたびの改正内容を周知するとともに、

I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、警察庁では要請している。

また、テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について、警察庁から国土交通省を通して、当協会に周知依頼があった。

このたび、「先進主要七箇国(アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」(令和6年1月29日付外務省告示第28号)により資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。さらに、「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件」(令和6年1月30日付外務省告示第29号)により資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、このたびの改正内容を周知するとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、警察庁では要請している。

〔URL〕 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/yousei.htm>

(警察庁>疑わしい取引の届出に関する要請など「タリバーン関係者等リストの改正」

「米国等が資産凍結等の措置を実施した関係者等のリスト」)

【問合先】警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課

犯罪収益移転防止対策室 03—3581—0141(代表)

説明会

都、「大規模建築物を対象とする建築物環境計画書制度の改正の説明会」2/21開催

東京都は、「大規模建築物を対象とする建築物環境計画書制度の改正の説明会」を2月21日(水)にオンライン形式で開催する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の一部を改正する条例(令和4年12月22日公布)に基づき、令和7年4月から施行(一部、令和6年4月施行)となる大規模建築物(延べ面積2000㎡以上)を対象とした[建築物環境計画書制度]を円滑に履行するため、改正の概要等について説明するもの。

【プログラム】①建築物環境計画書制度の改正概要に関する説明＝環境局職員(60分程度)。
②質疑応答＝環境局職員(20分程度)。

【説明内容】環境確保条例改正以降に告示(環境配慮指針、再生可能エネルギー利用設備、電気自動車充電設備、東京都マンション環境性能表示、東京都環境性能評価書作成に関する基準)で規定した主な内容及び各種ガイドライン等について説明する予定。

【日時】2月21日(水) 14:00～15:30(予定)。【方法】オンライン形式(Zoom ウェビナー)。

【費用】無料。【申込締切】2月21日(水) 正午まで。Zoom ウェビナーの都合上、アクセス数に限り(500名)があるので、希望者多数の場合は先着順となる。説明資料は説明会開催前、説明動画は説明会開催後に環境局のホームページにて公開予定。

説明会の申込方法など詳細は、下記URLを参照すること。

【URL】<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/01/31/13.html>

【問合先】環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課 03—5320—7937



政策研究大学院大と建築研、「防災・減災へのデジタルの活用と未来」2/13 開催

国立大学法人政策研究大学院大学と国立研究開発法人建築研究所は共催で、シンポジウム「住宅・建築・都市分野における防災・減災へのデジタル技術の活用と未来」を2月13日(火)にオンラインで開催する。

【趣旨】防災・減災分野の Society5.0 における将来像は、気候変動に伴う風水害の頻発化・激甚化や、首都直下地震、南海トラフ等の巨大地震リスクが高まる中で、「災害前後に、地域の特性等を踏まえ災害・被災情報をきめ細かく予測・収集・分析する」「情報分析結果を踏まえ、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応を可能とする」こととされている。これらへの対応にはデジタル技術の活用が期待されているところであり、同シンポジウムでは、住宅・建築・都市分野でのデジタル技術の防災・減災への取組み事例や今後の技術の動向等について情報交換し、今後取り組むべき課題について考える。

＜プログラム＞進行役：片山耕治氏[政策研究大学院大学教授]。主旨説明：小豆畑達哉氏[建築研究所構造研究グループ長]。

【基調講演】住宅・建築・都市分野でのデジタル技術の防災・減災の取組みと展望＝楠浩一氏[東京大学地震研究所災害科学系研究部門教授]。

【第1部 海外や日本での防災に対するデジタル技術活用状況】司会：楠浩一氏。【講演】◇シンガポールでのデジタル技術を活用した防災への取組み＝TEO Hui Ying 氏[シンガポール土地管理局]。◇デジタルツインの課題＝Filip Biljecki 氏[シンガポール国立大学]。◇被害把握のための3次元点群データの活用＝増田慎一郎氏[静岡県未来まちづくり室]。

【第2部 防災対策に関わるIoT等デジタル技術の現状と今後の展望について】司会：眞方山美穂氏[建築研究所建築生産グループ長]。【講演】◇土地・建物の揺れ性能を相対比較したランキングシステムの構築＝矢部俊男氏[森ビル(株)]、鈴木芳隆氏[小堀鐸二研究所]。◇建築物の災害調査へのドローンの活用に関する検討＝毎田悠承氏[(一社)日本建築ドローン協会]。◇防災へのBIM活用について＝武藤正樹氏[建築研究所]。

【日時】2月13日(火) 13:30～17:00。【形式】オンライン開催(ZOOM ウェビナー)。【言語】日本語／英語(同時通訳)。【参加費】無料(事前登録制)。【申込締切】2月12日(月)まで。

申込方法など詳細については、下記URLを参照すること。

【URL】<https://www.grips.ac.jp/jp/events/20231222-0491/>

【問合先】シンポジウム事務局 E-mail: grips.symposium@gmail.com